

出版物に係る近畿会及び近畿会会長等の推薦に関する内規

(制 定 平成 3年 1月24日)

最終変更 平成26年 1月23日

(目的)

第1条 本内規は、会員(準会員を含む。以下同じ。)の著作にかかる監査、会計、税務及び経営等に関する出版物で、会員及び企業経理担当者等に有益であると認められるものについて、日本公認会計士協会近畿会(以下「当地域会」という。)又は当地域会の会長、その他当地域会役員(以下「当地域会会長等」という。)がその役職名を用いて推薦を行うに際しての取扱いを定めるものである。

(近畿会推薦出版物)

第2条 近畿会推薦出版物とは監査、会計、税務及び経営等に関する出版物で正副会長の協議の結果、当地域会として推薦に値すると判断した出版物をいう。

2 近畿会推薦出版物として当地域会の推薦を受けようとする会員は、当該著作原稿(最終校正済)又は刊行出版物を当地域会事務局に呈示しなければならない。

3 近畿会推薦出版物には、当該出版物の表紙等に「日本公認会計士協会近畿会推薦」又は「日本公認会計士協会近畿会推薦図書」と表示するものとし、序文・推薦文は原則としてこれを執筆しないものとする。ただし、特に正副会長の協議の結果認められた場合はその限りでない。

(当地域会会長等の推薦出版物)

第3条 当地域会会長等の推薦出版物については近畿会推薦出版物(前条)に準じて取り扱う。

附 則

この内規は、平成3年1月24日から実施する。

第1次 改正附則

この改正内規は、平成26年1月23日から施行する

